

自治振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第44号

自治振興基金条例の一部を改正する条例

自治振興基金条例（昭和46年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「過疎地域」とは、<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域及び同法第32条又は第33条の規定により同法の適用を受ける区域をいう。</u></p> <p>2・3 [略]</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「過疎地域」とは、<u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、同法第3条又は第41条から第44条までの規定により同法の規定の適用を受ける区域及び同法附則第5条から第8条までの規定により同法の規定が準用される区域をいう。</u></p> <p>2・3 [略]</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。